

お知らせ

総合評価方式の評価基準等の改正について

平成31年3月1日
山口県

総合評価方式における評価項目の「企業の技術的能力」、「配置技術者の技術的能力」について、評価の細目を下記のとおり改正しますのでお知らせします。

記

1 改正点

- (1) 海上工事に係る「企業の同種工事の施工実績」、「配置技術者の同種工事の施工経験」の評価対象期間の延伸（適用：特別簡易型、簡易型、標準型）

● 評価対象期間：過去8年間 ⇒ 過去15年間

- ① 対象工事 ⇒ 『海上工事として発注する工事』とする。
 ② 適用型式 ⇒ 『すべての型式』とする。
 ③ 評価方法 ⇒ 下表の区分に応じて配点する。

評価項目	評価の細目	評価基準	配点
企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無 ただし、海上工事の場合は、過去15年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2
		同種工事の施工実績がない	0
配置技術者の技術的能力について	過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無 ただし、海上工事の場合は、過去15年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2
		施工経験がない	0

- (2) 「作業船の保有状況」の適用の拡大（適用：特別簡易型、簡易型）

- ① 対象工事 ⇒ 『作業船を使用する海上工事』のみとする。
 ② 適用型式 ⇒ 『特別簡易型』と『簡易型』とする。
 ③ 評価対象 ⇒ 現行の『主作業船（15種）』とする。
 ④ 評価方法 ⇒ 下表の区分に応じて配点する。

評価項目	評価の細目	評価基準	配点
企業の技術的能力について	作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有している	1
		主作業船のうち、いずれかを共同保有している	0.5
		いずれの主作業船も保有していない	0

- (3) 簡易型に係る「配置技術者の同種工事の施工経験」の評価対象に現場代理人としての従事経験を追加

- ① 対象工事 ⇒ 『すべての工事』とする。
 ② 適用型式 ⇒ 『簡易型』とする。
 ③ 評価方法 ⇒ 下表の区分に応じて施工経験の従事立場を確認し評価する。

「主任（監理）技術者の同種工事の施工経験」の評価対象となる従事立場

【●：評価対象】	監理技術者	主任技術者	現場代理人	担当技術者
特別簡易型	●	●	●	※1
簡易型	●	●	●（追加）	—
標準型	●	●	※2	※2

※1：若手技術者の育成として、若手担当技術者を評価対象としている。

若手担当技術者とは、同種工事に担当技術者として配置された時に満35歳未満であった者

※2：個別工事毎に評価対象を設定している。

2 適用年月日

本改正は、平成31年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。